

意見1 自動車解体施設（ヤード）の適正管理について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	（1）上飯山自治会長 ■3月30日昼頃、上飯山地内の清川との境にある通称ヤードと呼ばれる自動車解体施設で、施設閉鎖に伴う解体作業中に火災が発生した。 消火作業中も、爆発による炎上があり、約6時間かかって鎮火した。山に隣接している場所ではあったが、延焼することなく鎮火できたことは不幸中の幸いであった。 ヤードは調整区域の土地利用で、地区内に多くある。鉄板の囲いがしてあるので、中がどのような状況か分からない。 4か月経った現在も片付いている様子はなく、家庭の粗大ごみのようなものが周囲に散乱している状況である。 近隣住民からいつになったら片付くのかという意見もあり、地域の安心安全のために、市で施設への立ち入り指導等をしてほしい。	【霜島副市長】 ■ヤードについては、外国人が土地を借りて解体業を運営していましたが、火災発生後、片付けないで帰国したとの報告を受けています。 市として、土地の所有者に対して数回指導をして、現在は、土地の所有者が片づけをしています。産業系の廃棄物も多く残されており、すぐに処分できる状況ではありませんが、市も積極的に指導しながら、解体に向けて取り組んでいますので御理解をお願いします。 また、近況につきましては、逐次、情報をお伝えしていきます。	【まちづくり計画部 開発審査課】 ■上飯山で発生したヤードの火災では、自動車部品や家電製品など相当量の資材やプレハブが焼失し、現在においては、土地所有者自らが少しずつ後片付けを行っている状況です。 本市としても、定期的に現地に出向き片付け作業の進捗状況を把握するとともに、土地所有者に対して、今後の土地利用に当たっての注意と指導をしていきます。 《中間報告以降の状況等》 ■継続的に現地に出向き片付け作業の進捗状況を把握するとともに、土地所有者に直接指導を行っています。経済的理由などにより片付け作業が早期に進まない状況です。 引き続き、関係各課等との連携を更に強化し、土地所有者に対し粘り強く指導を行っていきます。
	（2）宮の里中央自治会長 ■宮の里の県道60号線を上がっていく左側にもヤードがあり、囲いがあって中が見えない。通学路にもなっているので、もし火災等発生したら大惨事にもなりかねない。 市内にヤードはどのくらいあるのか、中でどのような作業をしているのか、市で把握している情報を教えてほしい。	【市長】 ■ヤードが市全体でいくつあるのかは、現在のところ把握はしていません。違法性のあるヤードにつきましては、パトロールを実施し指導をしています。 また、悪臭や騒音などがある場合には、市に情報提供をお願いします。	【まちづくり計画部 開発審査課】 ■当該ヤードにつきまして、8月16日に現地調査を実施し自治会長に情報提供をしました。今後についても定期的にパトロールを実施し、違法性があれば指導していきます。 《中間報告以降の状況等》 ■当該ヤードの事業者と10月に面談を行い、都市計画法に係る指導を実施しました。 引き続き、是正の進捗よくについて随時状況を確認し、事業者に対し適切な指導を行ってまいります。 【環境農政部 生活環境課】 ■地域住民の皆様から、悪臭、振動、騒音等の通報がありましたら、早急に現場確認をして、必要な指導をしていきます。 《中間報告以降の状況等》 ■定期的にパトロールを実施したところ、現在まで悪臭や振動、騒音等は基準値を超えていませんが、今後、悪臭、振動、騒音等の通報がありましたら、早急に現場確認を行い、必要な指導をしていきます。

意見2 民間施設の造成工事について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	（1）宮の里中央自治会長 ■小鮎地区にある民間ゴルフ施設で、平成28年から練習場の盛土工事を実施しているが、大型ダンプの通行が、最近頻繁になってきている。小学校の通学路にもなっているの、問い合わせたところ、練習場の造成と道路の工事のための残土を盛土にして埋めて、練習場を作るとのことだった。 昨年の話だと、工事は今年の3月末で終了し、ダンプの搬入時間は8時5分から17時まで。車両の通行は1日約70～250台という通知が自治会長宛にあった。 しかし、今年の4月になっても工事が続いていて、工期延長の説明もない。また、早朝から重機が入り騒音による苦情も出てきている。住民から問い合わせがあるが、ゴルフ場からの説明もなく詳しい話はできない状況である。 ゴルフ場から開発は県が認可していると聞いたが、近隣住民自治会への説明がないため、工期などどのような計画になっているのか知りたい。 また、盛土が10メートルでコンクリートで打っていないので、崩れる危険性もある。	【霜島副市長】 ■開発については、市が許可を出しています。開発事業者に対しては、住民説明会の開催や騒音・通学路への配慮など、行政指導を実施してます。 工期の変更など、事業者の責任において説明をすることになっていますので、担当部署に確認します。	【まちづくり計画部 まちづくり指導課】 ■住みよいまちづくり条例に基づき、近隣住民の皆様を対象に、開発事業者による説明会等が行われていますが、工期の変更について周辺住民の皆様にも周知するよう指導し、開発事業者が作成した工事の通知文を宮の里中央自治会、宮の里第一住宅自治会、宮の里第二自治会及び宮の里東自治会に回覧していただきました。 また、開発事業者に対して、児童・生徒の通学時間帯を避けるなど、工事車両の安全対策の徹底を図るとともに、更なる騒音振動対策を行うよう8月15日に指導しました。 今後も、変更等が生じた場合、変更内容を周辺住民に説明するよう指導していきます。 《中間報告以降の状況等》 ■開発事業は、10月上旬に盛土造成工事が概ね終了し、現在、重機による騒音を伴わない芝張り等の仕上げ工事中です。現在開発事業者から工事変更の相談を受けており、工事及び工期変更の内容を周辺住民へ説明するよう、11月5日に指示しました。 【環境農政部 生活環境課】 ■ゴルフ施設の盛土工事における騒音については、入口の敷地境界で簡易騒音測定を行ったところ、基準値は超えていませんが、ゴルフ施設及び現場責任者には、騒音等基準値を超えないよう、十分注意をして作業を行うよう指導をしています。 今後も、地域住民の皆様から振動、騒音等の通報がありましたら、早急に現場確認をして、必要な指導をしていきます。 《中間報告以降の状況等》 ■定期的にパトロールを実施し、騒音等は基準値を超えていませんが、今後、騒音等の通報がありましたら、早急に現場確認をして、必要な指導をしていきます。

意見3 特殊詐欺未然防止対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防犯関連	（1）上飯山自治会長 ■特殊詐欺の未然防止について、市では毎日のように防災無線や防災メールで注意喚起している。新聞報道で知ったが、家庭の電話回線に自動録音装置を取り付けて、会話を自動録音する旨のメッセージを出す装置があるとのこと。 葉山町や愛川町では、行政が購入に係る費用を補助している。厚木市でも録音機の補助制度を導入したらどうか。自動録音機を設置することで、特殊詐欺の被害防止につながるのではないか。	【松尾協働安全部長】 ■家の固定電話は、留守番電話にしておくことが基本ですが、高齢者世帯では、つい電話に出てしまつて、被害に遭ってしまうようです。 市では、防災無線やSOSネットなどで注意喚起をしている効果もあり、県下では一番被害が少ないとのこと。 愛川町では、自動録音装置の価格が1万円のところ8千円を補助し、自己負担額2千円で購入できとのこと。厚木市では、被害件数が少ないので、現在のところ補助制度は導入していません。 今後、市内の特殊詐欺被害件数の状況を把握する中で、この様な補助制度が必要になってくることも考えられます。	【協働安全部 セーフコミュニティくらし安全課】 ■協働安全部長回答のとおりです。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降の変更等はありません。

意見4 災害時の飲料水確保について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防災 関連	（1）宮の里第二自治会長 ■災害時に水道が使用できなくなった場合、ライフラインの確保策として井戸の整備が考えられる。市として井戸の整備は考えていないか。	【佐藤市長室長】 ■災害時における飲料水については、ぼうさいの丘公園に一番大きい100トンのタンクが3台、その他にも市内4カ所に100トンタンクを設置しています。 井戸については、荻野運動公園に設置しているほか、200件以上の井戸を指定し、災害時に利用可能かどうか検査をしています。また、市街地では、民間のホテルが掘削した井戸水を、災害時に飲料水として市民に提供する協定を締結しています。 市民の皆様には、1週間分の食料の備えをお願いしているところですが、少なくとも3日分の飲料水等の備蓄をお願いします。 【霜島副市長】 ■上水道は神奈川県 の管轄になり、災害時の復旧については、企業庁と連携をとりながら進めていきます。	【市長室 危機管理課】 ■災害時の生活用水等としての活用を目的とした井戸については、市内約220箇所を指定し、水質検査については、定期的を実施しています。 飲料水の確保としては、市内5箇所に100トンの水槽を7基700トン分、県企業庁災害用指定配水池5箇所から2万6,000トンの飲料水の供給を受けることになっています。また、飲料メーカーとの協定締結により、500ミリリットルのペットボトル2万1,000本、2リットルのペットボトル1万本を備蓄しているなど万全の対策を図っています。 《中間報告以降の状況等》 ■災害時の井戸については、指定制度や協定により対応しています。今後も引き続き調整を行っていきます。
	（2）小金原自治会長 ■緑ヶ丘地区にある清涼飲料水メーカーと緑ヶ丘自治会で、災害時に飲み物を提供する協定を締結していると聞いたことがある。 このような場合、小鮎地区の住人は提供を受けられないのか。	【佐藤市長室長】 ■各自治会で、地元の企業等と災害協定を締結している場合があります。 お互いに助け合うことが必要とされる災害時に、協定締結地域以外の方に提供されないということは、ないと考えます。	【市長室 危機管理課】 ■御意見の協定につきましては、平成14年に、企業が所有している井戸から、飲料水製造用の井戸水を提供いただくため、厚木市・緑ヶ丘自治連・企業による協定を締結しています。 災害時における生活用水等の他の協定を含め、市民の皆さんに提供できるよう対策を図っています。 《中間報告以降の状況等》 ■緑ヶ丘地区の事業者を確認をして、他の地区にも提供ができることで対応済です。また、当該協定については、現在見直しについて調整をしています。

意見5 道路沿い民家の樹木剪定について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通 関連	（1）台自治会長 ■道路の幅員が非常に狭い場所が多くある地区で、家庭の植木が道路にはみ出して困っている。理解ある人は切っていただけるが、木が生い茂ることで、防犯灯につるがからまって、一日中点灯しているところもある。 誰が持ち主か分からない土地や家もあり、市へ相談したら、民地なので手が出せないとの回答だった。 民地でも道路にはみ出ている植木が切れるような方策はないか。	【市長】 ■民地から出ている植木を勝手に切ることは、民法上はできませんので、所有者にお願いして切ってもらうしか方法はありませんが、道路管理上支障がある場合は、市が行うこともあります。 【霜島副市長】 ■強制ではありませんが、市から土地の所有者にお願いすることはできます。	【道路部 道路管理課】 ■通行の支障となっている民地の樹木は、所有者の方に説明し、剪定等のお願いをしています。ただし、通行に著しい支障となっている場合は、緊急性や危険性などを鑑み、道路管理者として市で対応しています。 《中間報告以降の状況等》 ■通行の支障となったり、緊急性や危険性がある民地の樹木がありましたら、御連絡ください。

意見6 空き家の樹木剪定について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	（1）小金原自治会長 ■自治会内で空き家が問題になった。雑草が屋根まで届いていて、近所の人から苦情があった。市に相談したら、空き家は1年以上住んでいないことが確認できないと、空き家にはならないとの回答だった。 持ち主と連絡を取ってほしいとお願いしたが、個人情報の関係で、教えてもらえず、市で対応するとのことだが、1カ月以上連絡がない。このような状況を改善するような対策を考えてほしい。	【市長】 ■市では1年程前から、専門家などが集まって空き家対策について会議を行っています。市内にある空き家は全て調査していますが、人が住んでいないからといって空き家になるとは限りません。 持ち主についてですが、個人情報に該当するため教えることはできませんが、市が調べて家の所有者に管理を交渉しています。空き家の状況によっては、所有者にシルバー人材センターを紹介するなどして、家の適切な管理をお願いしています。 空き家の場所をお知らせいただければ、市が対策を検討します。	【まちづくり計画部 住宅課】 ■本市では、市長が会長を務める空家等対策協議会において、市の空き家対策の基本方針となる空家等対策計画を策定し、計画に基づき様々な取組や対策を進めています。 空家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家はおおむね1年以上空き家であることと定義されていますが、現状、近隣の皆様に迷惑が掛かっている状況でしたら、市で対応します。 持ち主については、個人情報に該当するため、お伝えすることはできませんが、空き家情報については、庁内でデータベースを整備し、情報を共有していますので、市で所有者等を確認し、状況に応じて所有者に対し住宅課を含めた関係各課から助言・指導など行っていきます。 《中間報告以降の状況等》 ■10月31日に、消防本部から火災予防上危険であるため、草刈りの依頼文書を発送しています。今後も、関係各課と連携を取りながら現状把握に努め、改善に向けて、所有者に対し文書の発送や自宅訪問等を継続して行っていきます。 【環境農政部 生活環境課】 ■空き家の適切な管理を促進するため、所有者に対し郵便による通知を2回、自宅訪問を2回、置き手紙を1回実施しましたが、未だに回答がない状況ですので、今後も引き続き対応をしていきます。 《中間報告以降の状況等》 ■引き続き、自宅訪問等を行っておりますが、12月20日現在でも、未だ回答がない状況です。

意見7 ひとり世帯高齢者の安否確認対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
福祉・医療・健康	（1）南千頭自治会長 ■民生委員と高齢者の安否確認で巡回を行った時、郵便物がたまっている部屋があった。大家さんに連絡をして、安否を確認しようとしたが、個人情報に当たるため分からなかった。 こういった場合、どのような対応をすればいいのか。	【市長】 ■民家の鍵を開けることは警察しかできませんが、巡回等で、様子が変わったと感じた場合は早く対応する必要があるので、市の福祉部に連絡いただければ、警察と連携して安否確認を行います。	【福祉部 福祉総務課】 ■地域の方や民生委員での安否確認が困難な場合には、福祉部へ連絡いただければ、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、安否確認を行います。 なお、緊急性が高い場合には、警察へ連絡し、大家さんや親族の許可を取り、警察立ち合いのもと部屋等に入らせていただく場合もあります。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降の変更等はありません。